

災害時動員体制 (動員配備基準)

準備するレベル	配備体制	現行体制
<p>【フェーズ1】</p> <p>(1)重大なトラブルに関する情報連絡を受けたとき。 (必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報を収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。)</p> <p>(2)その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき</p>	<p>警戒配備</p> <p>参集する所属 ・防災危機管理局 (警戒2号体制班による配備)</p>	<p>なし</p>
<p>【フェーズ2】</p> <p>(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、副知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2)原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡があったとき。</p> <p>(3)原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量の率を測定する固定観測局で、<u>1<math>\mu</math>Sv/h</u>以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(4)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、<u>1<math>\mu</math>Sv/h</u>以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(5)その他、副知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>警戒対策本部の設置</p> <p>本部長=副知事 副本部長=防災危機管理監 本部員=14課長</p>	<p>なし</p>
<p>【フェーズ3】</p> <p>(原災法10条) 特定事象</p> <p>(1)原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(2)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</p> <p>(3)福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、<u>5<math>\mu</math>Sv/h</u>以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(4)その他、知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>本部長=知事 副本部長=副知事 本部員=防災危機管理監、各部長等</p>	<p>特定事象対策本部</p>
<p>【フェーズ4】</p> <p>(原災法15条) 緊急事態宣言</p> <p>(1)内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。</p>		<p>災害警戒本部</p>